

教員免許の申請手続きに係る北海道収入証紙の貼付について

- 1 教員免許に係る申請手続きにあたっては、申請手数料として「北海道収入証紙」（「収入印紙」ではない）を貼付していただくこととなっております。
- 2 北海道収入証紙の「貼付箇所」については、次のようになっています。

○道立学校、市町村立学校（幼稚園）の正規教員の場合 （札幌市立学校（幼稚園）の正規教員を除く。）

→「収入証紙貼付用紙（収一様式1）」の貼付欄へ貼付すること
（ただし、「教育職員免許状授与証明書」の交付申請の場合のみ、申請書に直接貼付。）

○上記以外の方

（例）札幌市立学校（幼稚園）勤務者、国立学校（幼稚園）勤務者、
臨時的任用者、再任用者、時間講師、私立学校（幼稚園）勤務者、
認定こども園勤務者、その他現在「教員」として勤務をしていない方

→それぞれの申請書の右上にある「北海道収入証紙貼付欄」へ貼付すること

- 3 北海道収入証紙を誤った箇所に貼付してしまった場合には、絶対に剥がしたり切り取ったりせず、次のように対応してください。

（例1）道立学校、市町村立学校（幼稚園）の正規教員（札幌市を除く。）
の方が、本来「収入証紙貼付用紙（収一様式1）」に北海道収入証紙を貼るべきところ、誤って申請書の右上に貼付してしまった場合

→誤って収入証紙を貼付した「申請書」とは別に、新たに（北海道収入証紙が貼られていない）「申請書」を作成し、あわせて提出してください。

（例2）道立学校、市町村立学校（幼稚園）の正規教員（札幌市を除く。）
以外の方で、本来、申請書の右上に北海道収入証紙を貼るべきところ、
誤って「収入証紙貼付用紙（収一様式1）」に貼付してしまった場合

→誤って収入証紙を貼付した「収入証紙貼付用紙（収一様式1）」と、（北海道収入証紙が貼られていないもので、必要事項が記載されている）「申請書」を、あわせて提出してください。